

# 災害時相互支援に関する協定書

鹿児島県姶良市

鹿児島県志布志市

## 災害時相互支援に関する協定書（案）

始良市と志布志市（以下「協定市」という。）は、南海トラフ大地震、川内原子力発電所の事故、桜島海底噴火など、これらの特別な災害の発生時等に特化した相互の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定市のいずれかにおいて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災又は被災するおそれのある自治体（以下「被災自治体」という。）が、住民の生命、身体の安全確保を第一にした応急対策、復旧活動及び広域避難などの被災者支援が円滑に遂行できるように、被災自治体が必要とする支援要請に対して支援を行う自治体（以下「支援自治体」という。）が、迅速、的確に応え支援協力を行うことを目的とする。

### （支援対象災害等）

第2条 この協定に該当する災害等は、次に掲げる事象を原因とするものとする。

- (1) 南海トラフ大地震
- (2) 川内原子力発電所の事故
- (3) 桜島海底噴火
- (4) 両首長が協議の上、支援協力が必要と判断した災害

### （連絡体制）

第3条 協定市は、平時から相互支援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に必要な情報を提供するとともに、必要な支援協力等について、速やかに一層緊密な連携を図るものとする。

### （支援の内容）

第4条 支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民の生命、身体の安全確保を第一とした広域避難、輸送の支援
- (2) 広域避難者の一時収容のための道路啓開作業並びに施設の提供及び受入れ
- (3) 中長期にわたる広域避難生活に対する仮設住宅等の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (5) 行政支援など救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (6) 支援自治体の災害協定締結事業者による人的・物的提供
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(支援要請の手続)

第5条 支援を必要とする被災自治体は、次に掲げる事項を明らかにし、支援自治体に電話その他の手段により支援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び支援要請理由
- (2) 広域避難対象地区及び広域避難者数
- (3) 広域避難支援に対する具体的内容（道路啓開、避難移動手段の確保など）
- (4) 広域避難者の一時収容のための施設の提供及び受入れ要請
- (5) 中長期にわたる広域避難生活に対する仮設住宅等の提供要請
- (6) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 必要とする資機材、物資等の品名及び数量
- (8) 必要とする職員の職種別人員、支援の期間その他必要な事項
- (9) 支援場所及び支援場所への経路
- (10) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体が支援を必要とする事項

(情報連絡員の派遣)

第6条 支援自治体は、被災自治体の被災状況を詳細に把握する必要があると判断した場合は、速やかに情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を被災市庁舎等へ派遣する。

- 2 リエゾンの役割は、被災地の情報収集、支援自治体の災害対策本部及び防災関係機関等との連絡調整とする。

(自主的な支援)

第7条 支援自治体は、第5条の規定による支援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡をとることができないときは、自主的に支援を行うことができる。

- 2 前項の支援を行った場合は、支援要請があったものとみなし、事後に十分な連絡調整を行い、支援要請に係る手続を行うものとする。

(指揮)

第8条 被災自治体で支援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 支援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

- 2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、支援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合（第7条の規定により支援する場合を含む。）には、

別途協議する。

(公務災害補償等)

第 10 条 第 4 条第 5 号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体への往復経路の途中に生じたものを除き、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び訓練等)

第 11 条 協定市は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に防災知識の共有、情報の交換及び資料の提供を行うものとする。

2 協定市のいずれかで、防災訓練等を実施する場合は、極力参加又は参観に努め、より強固な支援体制構築のため情報の一元化に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 住民、税等に関する個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、所掌事務を統括する根拠法令の規定に基づき、協定市で協議の上、適切に対応するものとする。

(協議)

第 13 条 この協定の実施に関して、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

(その他)

第 14 条 この協定を円滑に進めるため、別途「災害時相互支援プラン」を定めて詳細を示すこととする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、協定市が互いに署名押印の上、各 1 通を保有する。

令和5年10月31日

鹿児島県始良市宮島町25番地

始良市長

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

志布志市長